

改正廃棄物 处理法の概要

平成23年
4月1日施行

改正廃棄物処理法が平成22年5月17日に公布され、またこれに伴い改正令が平成22年12月22日に、改正規則が平成23年1月28日にそれぞれ公布され、そのほとんどが本年4月1日から施行されています。その概要は次のとおりです。

○ 1. 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①排出事業者が建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するか不明確であるため。
- ③マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならない。
- ④処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。
- ⑤処理業者は、処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- ⑥排出事業者は処理業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。
- ⑦不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑧措置命令の対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管を追加。
- ⑨従業員等が不法投棄を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課せられる量刑を1億円以下の罰金から3億円以下の罰金に引き上げ。



○ 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開。
- ③設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消され者又はその継承人にその維持管理を義務付ける。



改正法説明会を開く

平成22年5月に廃棄物処理法が改正され、23年4月1日から施行されることに伴い、23年3月9日及び11日に県廃棄物対策室の担当者から改正法を詳細に説明して頂きました。津会場と四日市会場で延べ4回開催、291名の方が参加されました。質疑では建設廃棄物の処理責任、排出事業者による処理業者の確認、優良産業廃棄物処理業者の認定制度、許可の合理化、廃タイヤ処理等多くの質問が出されました。

○ 3. 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間を7年とする特例制度を創設。
※旧法では、産業廃棄物処理業の許可の有効期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取り消しが役員を兼務する他の業者の許可の取り消しにつながらないように措置。

○ 4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成、提出義務について、担保措置を創設。
※旧法では、作成、提出を義務付ける規定はあったが、これを担保する規定はなかった。

○ 5. 適正な循環的利用の確保

- ①廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき、相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処理業者等に委託して行う者を追加。
※旧法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めていた。
- ②環境大臣の認定制度の監督規定の整備
 - ・変更手続きを政令から法律に引き上げ、変更手続き違反を認定取消要件に追加
 - ・大臣の報告徵収、立入検査権限を創設。

○ 6. 燃却時の熱利用の促進

熱回収の機能を有する廃棄物処理施設を設置して廃棄物の燃却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができる制度を創設。



環境対策事例発表会を開催

平成23年3月11日(金)、四日市商工会議所で当協会排出事業者部会の事業として「環境対策事例発表会」を開催しました。
環境意識の高揚をはかること等を目的とし、当協会処理業者の(有)繁栄商事、(株)イガ再資源化事業研究所、マルゼン(有)の3社に「リキッドフィーリング3社協働による食品リサイクルループ事例」をテーマにして合同発表をしていただき、先進的な環境対策に事例を説明いただきました。